R5年度都およびその他のTW助成金等の特徴一覧

2023/5/25　小林勝哉社会保険労務士事務所

TW助成金名等	R5都TW導入ハンズオン助成金	R5都TW促進助成金（一般）	R5都TW促進助成金（非正規拡充）	R5都TW定着促進フォローアップ助成金	（参考）R5厚労省TW助成金
助成額/助成率	2人以上30人未満、上限150万円、3分の2	2人以上30人未満、上限150万円、3分の2	2人以上30人未満、上限150万円、3分の2	上限100万円、2分の1	（機器等導入助成） 1企業あたり、支給対象となる経費の30% ※ただしいずれか低い方を上限 ・1企業あたり100万円 ・TW実施対象労働者1人あたり20万円
	30人以上999人以下、上限250万円、2分の1	30人以上999人以下、上限250万円、2分の1	30人以上999人以下、上限250万円、2分の1	–	上記に加えて（目標達成助成） 1企業あたり、支給対象となる経費の20% ＜賃金要件を満たす場合35%＞ ※ただしいずれか低い方を上限 ・1企業あたり100万円 ・TW実施対象労働者1人あたり20万円
個人事業主	可、都内常時雇用2名以上	可、都内常時雇用2名以上	可、都内常時雇用2名以上	可、都内常時雇用2名以上の事業所で新たに課題解決実施対象常用雇用1名以上	中小事業主で雇用保険の適用事業主、1名以上は当該事業主に直接雇用される者を指定
TWトライアル	不問	不問（新規も拡充もOK）	不問（新規も拡充もOK）	拡充（すでにTW勤務規程の登録済）	不問（正式導入済はNG、新規も試行的に導入している又は試行的に導入していた事業主も対象）
TW勤務規程	不問	不問（新規も拡充もOK）、実績報告時に「テレワーク東京ルール」実践企業宣言書（「テレワーク推進リーダー設置」）とTW勤務規程の登録が必須	不問（新規も拡充もOK）、実績報告時に「テレワーク東京ルール」実践企業宣言書（「テレワーク推進リーダー設置」）とTW勤務規程の登録が必須	必須（申請時に「テレワーク東京ルール」実践企業宣言書（「テレワーク推進リーダー設置」）とTW勤務規程の登録が必須）	なし（申請時に就業規則等にテレワーク勤務に関する制度が規定されていないこと）
コンサル実施	必須_ハンズオンコンサル最大12回	不問、機器構成図を提出	必須、課題解決コンサル最大5回	必須、テレワーク課題診断コンサル最大2回、「テレワーク課題改善提案書」に記載の経費のみ対象	不問、コンサル利用も可能
助成対象経費	在宅勤務、モバイル勤務等を可能とする情報通信機器等の導入によるテレワーク環境構築費用	在宅勤務、モバイル勤務等を可能とする情報通信機器等の導入によるテレワーク環境構築費用、およびシステム導入時運用サポート費用	在宅勤務、モバイル勤務等を可能とする情報通信機器等の導入によるテレワーク環境構築費用、およびシステム導入時運用サポート費用	テレワーク課題診断コンサルティングによる支援を受けて実施するテレワーク定着における課題解決のためのツール等の導入によるテレワーク環境の改善にかかる費用	下記の１～５の経費
助成対象例	モバイル端末等機器の購入費用	モバイル端末等機器整備費用	モバイル端末等機器整備費用	消耗品費（PCはNG）	1. 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
	システム機器等の設置・設定費用	システム機器等の設置・設定費用	システム機器等の設置・設定費用	備品費（PC以外で税込10万円以上の備品）	2. 外部専門家によるコンサルティング
	システム機器等の保守委託等に係る業務委託料	システム機器等の保守委託等の業務委託料	システム機器等の保守委託等の業務委託料	購入費（税込10万円以上の業務ソフトウェア）	3. テレワーク用通信機器等の導入・運用（上限額） ● テレワーク用端末レンタル・リース費用（77万円） ● ネットワーク機器（16万5千円） ● サーバ機器（55万円） ● NAS機器（11万円） ● セキュリティ機器（33万円） ● ウェブ会議関係機器（1万1千円／対象労働者1人） ● サテライトオフィス利用料（33万円） ● テレワーク用サービス利用料 （初期費用5万5千円、利用料38万5千円）
	システム導入時の運用サポート費用	機器リース・レンタル料	機器リース・レンタル料	委託費（導入機器等の導入時運用サポート費等、他）	4. 労務管理担当者に対する研修
	テレワーク環境の構築に必要な工事費	テレワーク業務関連ソフト利用料	テレワーク業務関連ソフト利用料	賃借料（PC等はNG、UTM（統合脅威管理）リース・レンタル料、他）	5. 労働者に対する研修
	機器リース・レンタル料	–	–	使用料（ソフトウェア利用料、	–
	テレワーク業務関連ソフトウェアの購入費用又は利用料	–	–	–	–
	–	およびシステム導入時運用サポート費用	およびシステム導入時運用サポート費用	–	–
併給	原則不可	原則不可、R5都TW定着促進フォローアップ助成金の実績報告提出後は条件付きで可能なケースあり	原則不可、R5都TW定着促進フォローアップ助成金の実績報告提出後は条件付きで可能なケースあり	原則不可、R5都TW定着促進フォローアップ助成金の実績報告提出後はR5都TW促進助成金の申請が条件付きで可能なケースあり	原則不可
特徴	税込10万円未満のPC等もOK	税込10万円未満のPC等もOK	税込10万円未満のPC等もOK	PC等はNG、PC以外で税込10万円以上の備品もOK	TW用端末（PC、タブレット、スマートフォン）のレンタル・リース費用もOK（最大6ヶ月分、合計77万円まで）
募集要項	https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/boshu/05-hands-on.html	https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/boshu/05-telesoku_ippan.html	https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/boshu/05-telesoku_hiseiki.html	https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/boshu/05_follow.html	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html
備考					